

# 貸渡約款

## 1. 予約

借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種クラス、開始日時、運転者、チャイルドシート使用の有無、その他の借受条件及び借受期間を明示して予約する事ができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応じるものとします。

★予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

★予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸契約」という。)の締結に着手しなかった時は、予約は取り消されたものとみなします。

★借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

## 2. 貸渡契約の締結

(1)当社は、貸渡できるレンタカーが無い場合はを除き、借受人の申し込みにより貸渡契約を締結します。尚、当社は貸渡契約の締結に当たり、借受人及び運転者に対し運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め運転免許証及び提示された書類の写しを取ることがあります。

★当社は、貸渡契約を締結した時は、別に定める貸渡料金を申し受けます。

★借受人は契約後の延長は出来ないものとします。

★貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡した時に成立するものとします、この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

(2)当社は、借受人が次の各号のいずれに該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶する事ができるものとします。

- ①貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の指示が無い時。
- ②酒気を帯びている時。
- ③麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈している時。
- ④予約に際して定めた運転者とレンタカー引渡し時の運転者とが異なる時。
- ⑤予約に際し6歳未満の幼児が居ないと申請した為、当社がチャイルドシート借受開始時間に準備していなかったにも関わらず、そのまま6歳未満の幼児を同乗させようとした時
- ⑥過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納している時。
- ⑦過去の貸渡しにおいて、第10条各号に掲げる事項に該当する行為が有った時。
- ⑧過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む)において、第22条に掲げる事項に該当する行為が有った時。
- ⑨当社規定による条件を満たしていないとき。
- ⑩その他、当社が適当でないと認めた時。

## 3. 借受条件等の変更

(1)借受人は、貸渡契約が成立した後、第2条の借受条件及び借受期間を変更しようとする時は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

## 4. 貸渡契約の解約

(1)当社は、借受人が貸渡期間中に次の次号の①から③に該当した時は、何らの通知及び催告をする事無く貸渡契約を解除し、直ぐにレンタカーの変換を請求することが出来るものとします。この場合には、当社が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

- ① この約款に違反した時。

② 借受人の席に帰する事由による事故を起こした時。

③ 第 10 条各号に該当する事になったとき。

(2)借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の現状により使用不能となった場合には、貸渡契約を解除する事が出来るものとします。

#### 5. 不可抗力事由による貸渡契約の途中終了

レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

★借受人は、前項に該当する事になった時は、その旨を当社に連絡するものとします。

#### 6. 中途解約

(1)借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解除することができるものとします。この場合には、借受人は、中途解約手数料を支払うものとします。

(2)次の各号のいずれかに該当し貸渡期間中に返還した時は、貸渡契約を解約したものとし、当社は第2条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

①借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障の為貸渡期間中に返還した時

②当社が別途定める規定に該当した時

#### 7. 貸渡方法等

(1)当社は、借受人が当社と共同して道路運送車両法第 47 条の 2 に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良が無い事等を確認した上で当該レンタカーを貸し渡すものとします。

(2)当社は、レンタカーを引き渡し時に、所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

#### 8. 定期点検整備

★当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

★借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 9. 借受人の管理責任

借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

管理責任は、レンタカーの引渡しを受けた時に始まり、当社に返還した時に終わるものとします。

#### 10. 禁止行為

借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受ける事無く、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用する事。

(2) レンタカーを転貸し、又は、他に担保の用に供する等、当社の所有権を侵害する事となる一切の行為をする事。

(3) レンタカーに自動車登録番号票又は車両番号票を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その現状を変更する事。

(4) 当社の承諾を受ける事無く、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用する事。

(5) 借受人及び第 3 条の 2 項で借受条件として明示した運転者以外がレンタカーを運転する事。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用する事。

(7) 当社の承諾を受ける事無く、レンタカーについて損害保険に加入する事。

#### 11. 自動車貸渡証の携帯業務等

借受人は、レンタカーの借受期間中、第7条により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

借受人は、自動車貸渡証を紛失した時は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

#### 12. 賠償責任

借受人は、その責に帰する事故によりレンタカーに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業保障をして、別に定める損害賠償金を支払うものとします。当社はこの額を料金表に明示します。

前項に定める他、借受人はレンタカーを利用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を追うものとします。但し借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

#### 13. 自動車事故の処置

借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係わる事故が発生した時は、事故の大小に係わらず、法令上の処置を取ると共に、次に定める所により処理するものとします。

- (1) 直ぐに事故の状況等を当社に報告する事。
- (2) 当該事故に関し、当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出する事。
- (3) 第三者と示談又は協定する時は、あらかじめ当社の承諾を受ける事。
- (4) レンタカーの修理は、特に理由が有る場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行う事。

#### 14. 故障等の処置等

借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見した時は、直ちに運転を中止し、当社に連絡すると共に、当社の指示に従うものとします。

借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

借受人は、レンタカーを使用出来ない事により生じる損害について当社に請求出来ないものとします。

#### 15. 不可抗力事由による免責

当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返還する事が出来なくなった場合には、これにより生じる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ぐに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡しが出来なくなった場合には、これにより生じる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合は、直ぐに借受人に連絡するものとします。

#### 16. 予約の取り消し等

借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定める所により予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあった時、当社は予約申込金を返納するものとします。

当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するものとします。

#### 17. 中途解約手数料

借受人は、中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金の他、次の中途解約手数料を支払うものとします。中途解約手数料＝{(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡から返還までの期間に対応する基本料金)}×50%

#### 18. 貸渡料金の払い戻し

当社は、次の各号に該当する時は、それぞれ各号に定める所により借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとしま

す。

- (1) 第4条第(2)項により、借受人が貸渡契約を解除した時は、受領した貸渡料金の全額
- (2) 第5条により、貸渡契約が終了した時は、受領した貸渡料金から、貸渡から中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- (3) 第6条第1項により、借受人が中途解約した時は、受領した貸渡料金から中途解約により返還した期間に対応する貸渡し料金を差し引いた残額

#### **19. 返還**

借受人は、レンタカーを当社に返還する時、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けた時に確認した状態で返還するものとします。

借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

借受人は、借受期間を変更した時は、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡し料金と超過料金のうち、いずれか低いほうの金額を支払うものとします。

レンタカーの返還は、約束した返還場所に返還するものとします。

#### **20. レンタカーが乗り逃げされた場合の処置**

① 当社は、借受人が貸渡期間満了の時から72時間経過してもレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じられない時、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められる時は、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、(社)全国レンタカー協会へ乗り逃げ被害報告をする等の処置

② 当社は、前項に該当する事となった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

③ 第①項に該当する事となった場合、借受人は第14条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負う他、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

#### **21. 遅延損害金**

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠った時には、当社に対し14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### **22. 借受人が駐車違反を行った場合の処置**

借受人が駐車違反を行った場合には、借受人が自ら反則金を納付し、駐車違反に伴うレッカー移動等に係る諸費用を負担するものとします。

警察から駐車違反に関する連絡があった場合において、借受人が違反を処理していない場合には、違反を処理する迄の間貸渡自動車の返還を拒否する等の処置を取る事とします。

#### **23. レンタカー事業者が放置違反金を納付した場合の処置**

借受人が反則金を納付せず、又は駐車違反に伴う諸費用を負担しなかった場合であってレンタカー事業者がこれを負担した場合には、借受人はこれらの費用をレンタカー事業者に支払う事とします。

借受人が違反を処理しない場合には、レンタカー事業者は以後借受人に対しレンタカーの貸渡しを制限する等の処置を行うものとします。